

令和6年第4回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 令和6年12月 3日 午前10:00

○散 会 午前11:57

○出席議員（17名）

1番 菅 原 理恵子	2番 鈴 木 壮 二	3番 藤 原 仁 美
4番 戸 田 俊 樹	6番 澤 井 昭二郎	7番 堀 井 克 見
8番 藤 原 典 男	9番 中 川 光 博	10番 鈴 木 司
11番 菅 原 秀 雄	12番 石 井 和 人	13番 西 村 武
14番 鑑 仁 志	15番 菅 原 龍太郎	16番 伊 勢 潤
17番 佐 藤 敏 雄	18番 小 林 悟	

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 鈴 木 雄 大	副 市 長 鎌 田 雅 人
教 育 長 吉 原 慎 一	総 務 部 長 千 葉 秀 樹
市民生活部長 菅 生 司	福祉保健部長兼福祉事務所長 伊 藤 佐和子
産業振興部長 古 畑 範 行	建 設 部 長 畠 山 修
教 育 部 長 佐々木 涉	総 務 課 長 古 仲 淳
企画政策課長 石 井 恵 子	財 政 課 長 伊 藤 強
地域づくり課長 渡 会 満	社会福祉課長 宇 瀬 隆 広
子育て応援課長 金 美 妃	都市建設課長 菅 原 撰
教育総務課長 齊 藤 栄 子	文化スポーツ課長 畠 山 ひとみ
選挙管理委員会兼監査委員事務局長 鈴 木 千 秋	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 安 田 秀 樹	議会事務局次長 澁 谷 睦 子
----------------	-----------------



令和6年第4回潟上市議会定例会日程表（第1号）

令和6年12月3日（1日目）午前10時00分開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議会運営委員会委員長、常任委員長、  
議会改革推進委員長）
- 日程第 4 行政報告（市長、教育長）
- 日程第 5 報告第 5号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること）
- 日程第 6 承認第 7号 専決処分の承認について（令和6年度潟上市一般会計補正  
予算（第4号）を定めること）
- 日程第 7 議案第58号 潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正  
する条例（案）について
- 日程第 8 議案第59号 潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例（案）について
- 日程第 9 議案第60号 潟上市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する  
条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第10 議案第61号 潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例（案）について
- 日程第11 議案第62号 潟上市駐車場使用条例の一部を改正する条例（案）につい  
て
- 日程第12 議案第63号 潟上市集会所設置条例の一部を改正する条例（案）につい  
て
- 日程第13 議案第64号 潟上市公民館条例及び潟上市体育施設条例の一部を改正す  
る等の条例（案）について
- 日程第14 議案第65号 潟上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する  
条例（案）について

- 日程第 1 5 議案第 6 6 号 潟上市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例  
(案) について
- 日程第 1 6 議案第 6 7 号 潟上市空家等の適正管理に関する条例 (案) について
- 日程第 1 7 議案第 6 8 号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 日程第 1 8 議案第 6 9 号 令和 6 年度潟上市一般会計補正予算 (第 5 号) (案) につ  
いて
- 日程第 1 9 議案第 7 0 号 令和 6 年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第 3 号) (案) について
- 日程第 2 0 議案第 7 1 号 令和 6 年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第 3 号) (案) について
- 日程第 2 1 議案第 7 2 号 令和 6 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算  
(第 3 号) (案) について
- 日程第 2 2 議案第 7 3 号 令和 6 年度潟上市水道事業会計補正予算 (第 2 号) (案)  
について
- 日程第 2 3 議案第 7 4 号 令和 6 年度潟上市下水道事業会計補正予算 (第 2 号)  
(案) について
- 日程第 2 4 予算特別委員会の設置について
- 日程第 2 5 予算特別委員会の委員長、副委員長の選任について
- 日程第 2 6 同意第 4 号 潟上市豊川財産区管理委員会の選任について
- 日程第 2 7 陳情第 8 号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケ  
ア労働者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める  
陳情
- 日程第 2 8 陳情第 9 号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善につ  
いて国に意見書提出を求める陳情
- 日程第 2 9 陳情第 1 0 号 健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳  
情
- 日程第 3 0 陳情第 1 2 号 「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求め  
る」国への意見書提出を求める陳情書
- 日程第 3 1 陳情第 1 3 号 「小・中学校給食費の無償化」を国の制度として実施を求  
める意見書提出の陳情

日程第 3 2 陳情第 1 4 号 「18 歳までの医療費窓口負担の無料化」を国の制度として実施を求める意見書提出の陳情



午前10時00分 開会

○議長（小林悟） おはようございます。傍聴席の皆様、朝早くからご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員は17名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和6年第4回潟上市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

**【日程第1 会議録署名議員の指名】**

○議長（小林悟） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、7番堀井克見議員、8番藤原典男議員を指名します。

**【日程第2 会期の決定】**

○議長（小林悟） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月19日までの17日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林悟） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月19日までの17日間と決定しました。

**【日程第3 諸般の報告】**

○議長（小林悟） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配布したとおりであり、朗読、説明は省略します。

**【議会運営委員会の報告】**

○議長（小林悟） 次に、議会運営委員長からの報告を行います。2番鈴木議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（鈴木壮二） 皆さんおはようございます。

それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、11月26日に提出予定議案、会期日程等を議題とし、委員、正副議長、当局からは説明員として総務部長、総務課長及び財政課長の出席のもと開催しております。

11月29日には、一般質問、陳情の取扱いのほか、議事日程及び議案等の付託を議題として協議をいたしました。

本定例会の運営についてご報告いたします。

はじめに、予算特別委員会の設置について申し上げます。

当局から大綱説明を受けた後に予算特別委員会を設置し、関係議案を特別委員会へ付託する予定です。その後、11日に特別委員会を開催し、補足説明、大綱質疑を行い、終了後、各常任委員会からなる分科会にて詳細に審議する予定です。また、本会議最終日の午前に特別委員会を開催し、各分科会報告、質疑、討論、採決の順に行う予定となっております。本会議最終日は午後から開催する予定で、予算以外の議案については各常任委員会報告、質疑、討論、採決の順に行い、予算議案については特別委員会報告、討論、採決の順に行う予定となっております。

なお、予算特別委員会は議場において開催し、当局の説明員については本会議と同様の取扱いとなりますので、よろしくお願いたします。

議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、付託につきましては、皆様のお手元に委員会付託表としてお配りしておりますので、ご確認ください。

なお、議案第68号は、初日審議となります。

陳情について申し上げます。

陳情については、お手元に配布の陳情文書表のとおり所管の常任委員会へ付託することといたします。

なお、議会運営委員会では、陳情第11号の取扱いにつきましては、常任委員会へ付託せず、全議員に配布のみとすることといたしました。皆様のお手元にお配りしておりますので、ご確認ください。

次に、一般質問について申し上げます。

一般質問については、8名の通告者がありました。

抽選の結果、12月9日月曜日の1番目に2番鈴木壮二議員、2番目に10番鈴木司議員、3番目に17番佐藤敏雄議員、4番目に3番藤原仁美議員、12月10日火曜日の1番目に8番藤原典男議員、2番目に16番伊勢潤議員、3番目に12番石井和人議員、4番目に1番菅原理恵子議員となりましたので、よろしくお願いたします。

常任委員会及び予算特別委員会分科会審査について申し上げます。

常任委員会及び予算特別委員会分科会審査は、各委員会とも12月11日水曜日の特別委員会全体会終了後からの開会といたします。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

【産業建設常任委員会の行政視察研修報告】

○議長（小林悟） 次に、産業建設常任委員長からの報告を行います。3番藤産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（藤原仁美） おはようございます。

産業建設常任委員会行政視察研修報告をさせていただきます。

研修年月日 令和6年10月23日、24日、25日の3日間です。

視察研修先は、広島県東広島市、廿日市市。

研修委員は、石井和人、菅原龍太郎、伊勢潤、佐藤敏雄、藤原典男、藤原仁美です。

随行職員には、すいません、ここ訂正をお願いしたいんですが、議会事務局 安田優さんに随行していただいております。

研修内容についてお伝えいたします。

東広島市。

市の概要は、東広島市は古い歴史と文化を持つまちで、広島県のほぼ中央に位置し、県内各方面からのアクセスが良好です。国立広島大学の移転を契機に近畿大学工学部の移転、広島国際大学の開学と学園都市建設が進められてきました。また、広島中央テクノポリスの建設が進展し、中心的な広島中央サイエンスパークには、広島テクノプラザ、酒類総合研究所、産業技術総合研究所が開所され、研究開発機能や先端技術産業の集積が進んでいます。

研修テーマ。

地域にぎわい創出事業について。

研修内容は、東広島市において、市内居住の市民や団体、個人を含む事業者を対象とし、その活動の拠点となる地域の賑わいを創出するために実施するイベント等に対し、補助金を交付しています。

事業区分は、地域拠点イベント事業、地域等連携事業、特産品PR事業、観光コンテンツ創出支援事業で、2年を上限とし、補助金終了後の自走をかなえ、地域に根付いたイベントになるよう支援しています。成果を上げた例として、あきつマーケット、蔵開きなどが地域に定着しています。

市の規模は大きく違いますが、観光地が近隣地域にあることやコンベンション機能を持つホテルがないなど本市と共通する点もあり、できるだけ長く滞在してもらえよう取り組み、観光消費額を伸ばしていこうとしていることは参考になりました。

次に、廿日市市。

市の概要は、廿日市市は広島市の西に隣接し、北は西中国山地、南は瀬戸内海を擁する豊かな自然、世界遺産の厳島神社をはじめとする悠久の歴史文化など、資源あふれるまちです。沿岸部は瀬戸内海気候特有の温暖な気候で、年間を通じて天気や湿度が安定している一方、中山間部は日本海気候に属し沿岸部に比べ平均気温が5度も低く、豪雪地帯もありスキー場もあるなど、バラエティ豊かな地形と気候です。

研修テーマは、地域農業課題解決活動支援事業についてです。

研修の内容は、この事業は、地域農業の活性化や課題解決を図るため、農に関する諸課題に対して取り組む多様な人材や団体の活動を支援するものです。事例としては県内最大の切りバラの生産地である廿日市市を地元への周知を目的として、フラワーアレンジメントを設置した花き生産団体への補助、また、中山間地域において農業者の高齢化が進み耕作放棄地が増えている中、遊休農地への景観作物（菜の花やひまわり）を植え付ける活動に対して補助しています。20代から60代と幅広い年齢層が参加しており、実績の報告や意見交換の機会を作るために農業者ネットワークも設けられています。本来ボランティアとして完結する活動に本事業を活用することで、活動意欲の向上や切りバラの産地として認知向上につながる成果が得られているほか、有機農業につながる取組として有機JAS認証に係る経費を申請したいとの相談には、柔軟に対応しています。今後、障がい者や不登校児を対象とした農業体験をはじめとした農福連携の取組に活用するため、アンケート調査を実施しています。

本市と同様に人手不足は大きな課題で、一次産業について、持続可能とするために農業を知る機会や興味を持った方への支援など細かな部分をカバーする事業が実施されていることから、本市の農業課題について参考になりました。

2市ともに本市と規模が違いますが、それぞれに共通することを見出し、今後につながるヒントを得ることができました。

以上、産業建設常任委員会行政視察研修の報告とします。

#### 【議会改革推進委員会の報告】

○議長（小林悟） 次に、議会改革推進会議委員長からの報告を行います。11番菅原議会

改革推進会議委員長。

○議会改革推進会議委員長（菅原秀雄） 皆様おはようございます。

議会改革推進会議から報告をさせていただきます。

今年度の議会改革推進会議は、これまで5月29日及び11月12日の2回開催しております。

このうち、議会改革推進会議における検討事項について、委員から様々な提案があり協議をしたところ、今年度は「常任委員会での所管事項審査について」と「議会議員政治倫理条例の一部改正について」の2件を優先的に進めていくことにいたしました。

一つ目の「常任委員会での所管事項審査について」ですが、これは、定例会の委員会審査の際、付託された案件のほかに所管の事務についての審査を可能とするものであります。二つ目の「議会議員政治倫理条例の一部改正について」は、第6条の納税等状況報告書の提出を削除することであり、いずれも令和7年度からの運用開始に向け、今後、全員協議会を開催して詳細を詰めていきたいと考えております。

また、ほかに「議員定数の見直しについて」「常任委員会のライブ配信について」「議会報告会の見直しについて」「会派について」などについても提案されております。こちらの案件についても、引き続き検討していくこととしております。

以上で議会改革推進会議の委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小林悟） これで諸般の報告を終わります。

#### 【日程第4 行政報告】

○議長（小林悟） 日程第4、行政報告を行います。

はじめに、市長の行政報告を行います。鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） おはようございます。

本日ここに、令和6年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

提出議案の審議に先立ち、第3回定例会以降の市政にかかわる主な事項の報告と、提出議案の概要について申し上げます。

はじめに、ごみ処理広域化について申し上げます。

今年4月に設置された「秋田市・潟上市・八郎湖周辺清掃事務組合ブロック広域化協議会」において、これまでに3回の協議を行い、今年度委託してございました広域化支援

業務委託の結果に基づき、広域化における具体的なメリットやデメリットの整理を行っております。また、収集運搬の効率化を図るための中継施設の必要性や、その効果について検証したほか、施設整備に当たって必要となる検討期間や既存施設の耐用年数から試算した建設時期等について、検討を進めているところであります。

なお、後日、改めて、ごみ処理広域化の検討状況の中間報告をいたします。

次に、キャッシュレス決済サービスの導入について申し上げます。

10月1日から市役所庁舎窓口で発行している各種証明書の手数料について、クレジットカードや電子マネーなどによるキャッシュレス決済が可能となっているほか、現金払いについても自動釣銭機を導入し、市民の多様なニーズに対応するとともに、利便性の向上を図っております。

次に、物価高騰重点支援給付金給付事業について申し上げます。

本市では、物価高騰の影響を受けている市民の生活を支援するため、国の交付金を活用した「物価高騰重点支援給付金給付事業」として二つの給付金を支給しており、その結果について報告いたします。

一つ目の「住民税非課税化世帯等給付金」については、548世帯に対して5,480万円を支給し、支給率89.4パーセントで、子育て世帯への加算については、66世帯、119人に対して595万円を支給し、支給率98.3パーセントとなっております。

二つ目の「定額減税に係る調整給付金」については、6,434人に対して2億6,867万円を支給し、支給率96.2パーセントとなっております。

この二つの給付金事業は終了しておりますが、今後も継続して物価高騰等に関する国及び県の施策の動向を注視してまいります。

次に、プラザの湯について申し上げます。

プラザの湯を運営する民間事業者の公募については、11月15日までの募集期間に応募者がいなかったため、設備や営業条件などの公募要件を変更し再公募を実施することとしており、その期間は現状での営業継続に努めてまいります。

次に、敬老事業について申し上げます。

本市では、敬老事業として対象者の方へ記念品の送付と祝い金等を支給しております。昨今は平均寿命の延伸により対象者が増加傾向にあることから、事業内容を見直し、より多くの高齢者ニーズに即した新たな事業を検討してまいります。

次に、企業誘致について申し上げます。

11月18日に、大阪府大阪市西淀川区に本社を置く稀産金属株式会社が新たに設立した「KI Chemical（ケーアイケミカル）株式会社」と昭和工業団地への立地に係る協定を締結いたしました。

稀産金属株式会社は、積層セラミックコンデンサの原料である無水塩化ニッケルを主力製品としており、それらはスマートフォンや液晶テレビなどの日常生活に不可欠な製品として使用されているほか、自動車の自動運転システムや電気自動車など、次世代ハイテク産業の基盤となる製品にも使用されております。

このたび、同社が今後の需用増加が見込まれる硝酸系化合物や次世代太陽電池の原材料の生産拡大に向けた工場の新設を検討していたことから、昭和工業団地への積極的な誘致活動を実施し、「KI Chemical（ケーアイケミカル）株式会社」の設立及び立地に係る協定の締結に至ったものであります。

新会社は、昭和工業団地の2.5ヘクタールの敷地において、令和8年10月に操業を開始し、約15億円を投じて事業所を建設することとしており、創業時には7名、将来的には20名の雇用を見込んでおります。

これにより、本市での雇用拡大はもとより、地域経済の活性化に大きく寄与するものと期待しており、今後とも県と連携し、同社の操業に向け万全の支援を行ってまいります。

次に、誘致企業の取組について申し上げます。

本市に本社を置く「山本精機株式会社」は、雇用創出の取組や地域経済への貢献が評価され、市内企業としては初となる令和6年度「ふるさと企業大賞」（総務大臣賞）を受賞し、11月21日、市役所大会議室にて表彰伝達式を行っております。

令和6年度「ふるさと企業大賞」（総務大臣賞）は全国で10事業者、県内では2事業者が受賞しており、山本精機株式会社の更なる飛躍を期待しております。

次に、地域集会施設の管理体制見直しについて申し上げます。

本市における「ことぶき荘」「集会所」「分館」「児童館」などの地域集会施設は、自治会活動や生涯学習活動など地域づくり活動の拠点として利用されておりますが、それぞれ施設の設置目的により所管が複数課にまたがっており、施設の名称も異なっている状況であります。

このため、同一施設で複数の名称を条例上規定している施設を、1施設に対して一つの名称に統一し、複数名称を解消するとともに、「地域集会施設」の管理・運営の効率

化を図る観点から、施設の管理体制を再構築するため、地域づくり課に所管管理を一元化するもので、本定例会に係る条例の改正案を提出しております。

次に、令和7年度当初予算編成方針の概要について申し上げます。

本市の財政状況における歳入については、市税収入が令和3年度決算から29億円台を維持しており、令和6年度は定額減税の影響があるものの、令和7年度以降数年間は堅調に推移すると見込んでいる一方、普通交付税は国税や地方財政計画の影響と人口減少等により徐々に減少していくと予想しております。

歳出については、公債費は令和7年度減少する見込みではありますが、市道整備や施設長寿命化により再び上昇に転じることに加え、人件費の増や社会保障関係経費の伸びによる扶助費の増、物価高騰やデジタル化に伴う初期コストの影響による物件費の増などにより、令和7年度以降においても厳しい状況が続くと予想しております。

なお、令和7年度当初予算は、市長選挙があるため「骨格予算」ではありますが、予算編成の基本方針4項目「歳出の見直し」「歳入の確保」「公債費負担の軽減」「公共施設マネジメントの推進」を念頭に、本市の最上位計画である「第2次潟上市総合計画後期基本計画」及び重点テーマとしての「第2次潟上市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づいた諸施策を推進するため、限られた政策財源の「選択と集中」を進め、予算編成に取り組んでまいります。

本定例会には、損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告、令和6年度潟上市一般会計補正予算の専決処分の承認、潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてほか9件、秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について、令和6年度潟上市一般会計補正予算（案）、各特別会計補正予算（案）5件、同意案件として、潟上市豊川財産区管理委員の選任についての案件を提出しております。

以上が行政報告並びに本定例会に提出しております議案の概要であります。適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます、私からの報告とさせていただきます。

#### 【教育行政報告】

○議長（小林悟） 次に、教育長の教育行政報告を行います。吉原教育長。

○教育長（吉原慎一） 市長の行政報告に引き続き、教育委員会から行政報告を申し上げます。

はじめに、東湖小学校と天王小学校の統合について申し上げます。

東湖小学校では、11月16日に250名の方が参加して「東湖小学校閉校記念式典」が行われました。

式典では、児童で構成される「おはやしクラブ」が山太鼓の演奏でオープニングを飾り、全校児童による呼びかけ「つなぐ歴史 つなげる笑顔 とともに未来へ」を行って、創立から73年の歴史を振り返りました。

両校では、引き続き児童の交流事業を実施するなど、統合に向けた準備を進めてまいります。

次に、教育委員会所管施設の管理体制の見直しについて申し上げます。

先ほどの市長の行政報告にもありました地域集会施設の管理体制の見直しに加え、現在教育委員会で所管しております勤労青少年ホーム等について、運用実態に即した名称に統一し、より効果的な運営・管理に向けた体制を構築するため、本定例会に関係条例の改正案を提出しております。

次に、潟上市スポーツフェスティバルについて申し上げます。

10月14日スポーツの日、鞍掛沼公園多目的広場をメイン会場に、今回で4回目となる「潟上市スポーツフェスティバル2024」を開催いたしました。当日は好天に恵まれ、マラソンの部には市内外から300名、長なわとびや玉入れ、バブル相撲をチームで競う記録チャレンジの部では、昨年を上回る250名以上の参加となりました。また、本市出身のタレント、安田聖愛さんによるMCと、スペシャルゲストとして総合格闘家の桜庭和志さんも会場を盛り上げてくれたほか、「かたりあん」では本市出身のエアリアルパフォーマー、中村愛由子さんによる演技と体験会を行い、アクロバティックな演技で会場を魅了しました。

次に、潟上市音楽祭について申し上げます。

10月19日、市民センター「かたりあん」において、「第3回秋田・潟上国際音楽祭2024」を開催いたしました。

今回は、秋田・潟上国際音楽祭と潟上市コラボコンサートとして、ドイツの著名な音楽家であるレインハルト・ジーハファー氏と市内3中学校の吹奏楽部との合同演奏が行われました。ジーハファー氏作曲による特別委嘱作品「Blue Moon」が世界で初めて演奏され、300人を超える観客を魅了しました。

次に、潟上市文化祭について申し上げます。

10月26日と27日の2日間にわたり、好天のもと市民センター「かたりあん」及び天

王館を会場に、「潟上市文化祭」を開催いたしました。

市民参加型ミュージカル「私たちのリキノスケ物語」では、劇団わらび座の指導により練習を重ねてきた市民がミュージカルを上演し、芸能発表では延べ20組の方々が日頃の学びの成果を披露して、大きな拍手を受けました。天王館で行った展示コーナーも、小・中学生や各種文化団体の見応えのある作品500点以上が展示され、来場者も1,719人となりました。

以上が教育委員会の行政報告であります。

○議長（小林悟） これで行政報告を終わります。

**【日程第5 報告第5号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること）】**

○議長（小林悟） 日程第5、報告第5号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること）を議題とします。

報告第5号について、当局より説明を求めます。畠山建設部長。

○建設部長（畠山修） それでは、説明資料の1ページをお開き願います。

報告第5号 専決処分の報告についてご説明いたします。

相手方については、記載のとおりでございます。

事故の概要でございますが、令和6年8月9日午後0時45分頃、潟上市天王字一向74番地一向団地内において、相手方と団地内の管理状況に関し話し合うため訪問し30分くらい後に帰庁しようとした際、炎天下でもあったことで職員が体調不良となっていたことなども影響し、停車していた相手方車両の後部に職員の体が接触し、リアワイパーやドア等、車体に損傷を与えたものでございます。

根拠法令でございますが、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、損害賠償の額を定めることについて、同法第180条第1項の規定に基づき、専決処分したものでございます。

損害賠償額は、27万2,720円でございます。

以上でございます。

○議長（小林悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番藤原仁美議員。

○3番（藤原仁美） すいません、職員の方、体調不良だったという今ご説明を受けたので、それは大変だったなというところなんです、けががなかったのかということと、あと、一緒に職員の方、お一人で行ったのかというところの確認と、あと、すいません、賠償金額に関しては、なかなかの金額だなと思っておりまして、具体的にどうい

う破損があったのかというところをお伺いしたいです。

○議長（小林悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山修） ただいまのご質問にお答えいたします。

職員の方であります。炎天下で体調不良ということではありましたけれども、その車にぶつかったことによってけがということはございませんでした。

あと、職員については2名で訪問しておりました。

あと、その補償の内訳でございますけれども、一番大きいものは傷がついたことによる塗装というものが一番大きいわけでございます。そのほかに、その塗装の間、車が車屋さんに置かれるということで代車の費用等も含まれておまして、その結果、今回の賠償の金額になったということでございます。

以上です。

○議長（小林悟） ほかに質疑ありませんか。7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） ただいま同僚議員からも質疑されましたが、専決処分ですから、これは執行権の範ちゅうで既に処理されたというものと、こう解釈しております。ただ、今回のこの事案ね、公務で職員の2名がこのお宅にお邪魔をしたと。で、専決処分と直接関係ないと言われるかもしれませんが、12時過ぎまで30分、炎天下という、普通であれば異常とも思えるね、冷静に考えれば職員が2人伴って市民の自宅に行くとなれば、相当な事案がないと、理由がないと行きませんよね。ですから、できるものであれば、どういう事情でね、理由で、しかも12時から1時までは、公務員であれ、普通はお昼休み、そういうちょっと平常でないような状態の中での、しかも炎天下となれば、どの程度炎天下と定義づけるのか分かりませんが、やれたのか。やはり私は、職員全体のガバナンス、管理、健康状態悪かった職員が行くということもそもそもおかしいし、そこらの事前チェックとか、どういうふうになってるのか。2人行ったとすればまか不思議だねと。でね、私ども常識的に、社会常識だ、これ。車と人が接触して、人がけがしてね、車側が補てんする、補償するということは分かるんだけど、車がけが、破損して、破損させた、まあ考え方によっては加害者なるね。加害者が瀧上市の職員である、公務員である職員だと。被害者が市民だと。こういう構図がここで成り立ちます。ですから、私も少しは長く議員生活していますが、最近特にこの補償問題、ちよくちよく出てきてますが、まさに奇異に感じて、こういうふうな例はありませんでしたよ。普通あり得ないでしょう。人、けがすことあっても、車当たったから破損する。で、先ほどの

話じゃないけど27万幾らとなれば、まあお金の価値がどうか分かりませんが、これだけ預ける時間だとか塗装がこうだとかって、普通常識的にはちょっとこれやはり考えにくいよ。で、これをやることによって保険料払われたと、27万幾らで。保険の掛け金というのは市民の税金ですからね、公金で払う。そうすれば来年度以降は、まあ多寡は別としても、払われた分だけ保険の掛け金というのはアップしますから、常識的に考えればね。で、それやこれや考えた場合において、今後の事故に対するね、地方自治法とか条例なのか分かりませんが、基づいて補てんするんだというふうなことの今部長が答えたけれども、やはりこういうものをきちっとしておかないと、今後ね、今後同じものは発生しないでしょうけれども、やはり潟上市としての基礎的自治体としての姿勢が問われかねない事案だって発生する。そもそもなぜ職員が2人行くのか。常に市役所の方に要請あれば職員が2人であれ1人であれ行くのか。様々なこれ、いい意味でも悪しき意味でも前例になりますよ。そこらに対するガバナンスをどういうふうにするのか、今回のこの事案を経験上、今後どういうふうな向き合い方と対応策を取っていくのか。専決処分なので既にある意味執行されてるんだけれども、ここをやはりチェック側である我々議会、議員としてもきちっとやはりけじめをつけていただきたいと思いますので、そこら辺、まあざっくりじゃなくして、もう少し詳細に、私が質問してることについて具体的に深掘をしてお答え願えますか。

○議長（小林悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山修） ただいまのご質問にお答えいたします。

なぜこの12時、あ、12時というか午前零時45分、お昼ですよ、そのときに伺ったかということですが、まずこの事案につきましては、まず一向団地内だということで、これは本市の方で管理している住宅でございますので、その管理についてということですので、職員が出向いてその管理のやり方等々を説明したと、するために伺ったということでございます。この時間については、やはり休み時間ではあるんですけども、相手方の都合もありますので、その都合に合わせてこの時間にまず伺ったということでございます。

で、職員につきましては、今回の事案だけではございませんけれども、基本的には2人で、2人以上で伺うということをお基本としております。その理由といたしましては、職員が説明したときに相手方に対して言った言わないの議論になったときに、1対1ですとそこら辺の判断が難しくなるということで2人で行くということをお基本にして行っ

ております。

次に、車の損傷のことですけれども、職員が後ずさりしたときに車のぶつかった拍子でワイパーに接触して、そのワイパーが外れて、それがまたその車体に傷をつけてしまったということもあって、ちょっとこう特殊な事例ではあるんですけれども、堀井議員がおっしゃるとおり、なかなか一般的には考えにくいという事例かと思えますけれども、今回はそういうことで車体に損傷を、後ろ側の方に損傷を与えたということで、それを補修するための費用ということで賠償したということでございます。

今後の対応ということですが、なかなか今回の事案につきましてはレアなケースということで、なかなかその対応策を具体的なものがあるかということに対してはなかなか難しいということはあると思いますけれども、今回の事例を教訓として、このようなことがないように職員の方には注意喚起をしていくということになるかと思えます。

○議長（小林悟） 7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） まさに今部長がおっしゃったとおり、今回のケースはめったにないことだと、レアなケースだと、非常に少ないということだ。だから言ってみれば異常なね、めったに起きない。これ、こういうことめったに起きたら大変ですよ。要は、話をね、ウイング広げる気はないけれども、一、二年前から自治体である潟上市に対して市民からも要望というか様々な声というか、ざっくり言えばクレームというかね、何やってんだと。非常に苦慮してるということも伝え聞いておりますよ、私も。で、いろんなケースがあるので一概にひとくくりでは言えないけれども、職員も大変だなと、市長はじめね、そういう私は同情もしますけれども、ただ、やはりこれ機会にして、まあそういうことあったからでしょう、潟上市に電話をすれば、この電話は録音させてもらいますよ、言った言わないを含めて。まあパワハラというのかクレームって言えばいいのか。おそらくね、そういう意味では当局も相当苦慮されてると思う。その状況なり心情は分かりますよ。だがゆえに、今後こういうレアなことが二度と再び起こらないように、市民を守るためにも、職員を守るためにもね、庁舎を守るためにも、公共施設を守るためにも、きちっとしたやはり運営規定、マニュアルというものを作って、堂々と向き合えるような安心・安全のこの地域社会を構築すると。これ大事なことですよ。ですからそこをね、やはりさらっと専決処分で、あと一丁上がりだという安易な落としどころじゃなくして、今私が申し上げたこと、ちょっとウイングを広げてるかもしれないけれども、そこらを全体をふかんしてもの対応できるような、まさに公共、潟上市の体制を私はや

はり構築していくべきじゃないかなというふうに思いますので、当然行政に顧問弁護士もおるでしょう。そういうふうな方々のやはりお知恵を借りて、やらなきゃならないと思う。

最後に、今回のケース、保険会社との交渉であったのか。事案発生のそのシミュレーションを誰がそこで表現したのか。おそらくもめたでしょう。これ、認めるために、あなた方もね。はい、そうですかって言わなかったと思う。顧問弁護士の知見などいただいたのかどうか。そして万やむを得なくて、こういう形の処理をせざるを得なかったということで落ち着いたのか。最後そこら辺についてもう一度重ねて答弁を求めます。いかがですか。

○議長（小林悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山修） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず交渉についてですけれども、これは一般的な自動車保険の保険とは違いますので、職員の方でこの相手との対応は実施いたしました。その中で弁護士に相談したということもございます。その中で今回の対応が決定したということもでございます。

以上です。

○議長（小林悟） 7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） 余りくどくどやるのも恐縮ですけれども、やはりね、この当局ね、もう顧問弁護士の知見も仰がなきゃならないほど、まあ自動車事故とは違うっていうことを今おっしゃったね。しかしながら、まあこれ一般的な損害保険はね活用したのかどうか分かりませんが、まさに異例づくめですよ、これ。だからおそらく隠すつもりもないだろうし、蓋をするつもりもなかったでしょう。どうしてもやはりこういう形で決着つけざるを得ない。で、顧問弁護士もね、おそらく法律の専門家としてこうやるべきだということの中でやってるっていうことは分かるんだけど、私はやはりあなた方の姿勢の中にもね、若干のやはりあれあると思う。市政協議会とあって先日ね、わざわざみんな集まって市政を協議する会までやってるわけだ。さらっと上紙だけ我々に配布して、その後に議会運営委員会やったときに分からないわけだ。でしょう、議案来るわけだから。そしたらこういうミスが出てくる。車の中さ人が当たって、あれ、おかしいな、これ、まさに逆さまなようなケースだと。これ誰考えたってそう思いますよ。窓から顔出してね、顔から窓出したような話だ。きつい言い方すれば。ですから、ああいう場面でもう少し議会に対して、みんないるわけだから、しかしかこういうことが発

生しましたと、今度議案としてね、あるいはまた専決処分として処理されたしと。もつとね、やはり議会側とそういう向き合う姿勢、私はあってしかるべきだと思う、あえて。専決処分にだけね、結論出せばいいわけだけれども、そこも含めて、こういう事案を契機にしてもう少しフランクにオープンに向き合いましょうよ。どうですか部長。場合によっては市長どうですか。やはり執行者は市長ですから、もし見解あったらお聞かせくださいよ。私が無理なこと言ってるのであれば、私ね発言も撤回もするし、お詫びもしますけども、いかがですか。

○議長（小林悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 堀井議員の質問にお答えいたします。

議員より指摘があったとおり、今後とも引き続きオープンに議会とは向き合いながら対応していくように努めてまいります。

○議長（小林悟） ほかに質疑ありませんか。4番戸田俊樹議員。

○4番（戸田俊樹） 市長の見解を求められ、市長が見解を申し上げた後に質問するのはいかがかと思えますけれども、損害額が27万2,720円ということですから、リアのワイパーと傷をつけたということで、これほどかかるわけはありませんので、参考までに車種と年式と、それから整備工場はどこか、それをご報告いただきたいと思えます。

○議長（小林悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山修） ただいまのご質問にお答えいたします。

車種と年式ですけれども、ダイハツのムーブカスタムで平成30年という年式になっております。で、やはりこの費用が、先ほどワイパーにぶつかってということの説明したわけですけれども、そのワイパーが後ろのボディに、金物ですから傷が広範囲についてしまったと。で、それで後ろ側のその、ファイブドアの後ろのドアのところを塗装するというこの費用として見積もりをもらった結果がそういうこの金額であったということでございます。これにつきましては、本人の方に賠償金の方支払っておりますので、本人がどこの修理工場に持っていったかということは不明でございます。

以上です。

○議長（小林悟） 4番戸田俊樹議員。

○4番（戸田俊樹） 今、部長の答弁で、本人に損害額をお支払いをし、どこの工場に入庫し完成させたかということは分からないわけですから、これはいかにということになります。本来であれば、車の損害は人が当たって壊れる場合もあるでしょうから、そう

いった場合はディーラーや町の塗装工場の方に持っていき、部品はメーカーディーラー経由をし、交換すると。流れからするとそういうことでございますから、本人に直接お金を、まあ損害額を支給するというその算定基礎が、弁護士から見積もり取ってもらったのか、どっかのディーラーが、整備工場から見積もりもらったはずでしょう。それを本人に直接お金を渡して、その範囲内で直してくれということで一件落着ということではですね、世間一般では通りません。再度市長の見解を求めます。そういう例はないですよ。レアなケースって言うてるのに、レアだっていうのはそこが一番レアです。

○議長（小林悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山修） ただいまのご質問にお答えいたします。

本人に補償金を、賠償金を払ったということにつきましては、これはそんなにレアなことではございませんで、例えば公共工事とかにおいても、例えば塀を移設しなければいけないということに関しては、直接、塀を建てる業者の方に支払うわけではなくて、やはりこういう補償物件についてはその金額を所有者に支払うということを一般的にやっておりますので、車の場合にはそういうふうな例もあるということは私も承知しておりますけれども、それが全てではないと。こういう場合に、基本的には相手方の所有者に対して賠償金を払うということはおかしいことではないというふうに考えております。

○議長（小林悟） 4番戸田俊樹議員。

○4番（戸田俊樹） 相手方については、市の方も十分把握されてる方だと思います。その中でこのような損害賠償額を直接本人に支払うということはいかがなものかと思えます。

以上終わります。

○議長（小林悟） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【日程第6 承認第7号 専決処分の承認について（令和6年度潟上市一般会計補正予算（第4号）を定めること）】

○議長（小林悟） 次に、日程第6、承認第7号 専決処分の承認について（令和6年度潟上市一般会計補正予算（第4号）を定めること）を議題とします。

承認第7号について、当局より提案理由の説明を求めます。鈴木選挙管理委員会事務

局長。

○選挙管理委員会事務局長兼監査委員事務局長（鈴木千秋） それでは、説明資料の2ページをお願いいたします。

承認第7号、専決処分の承認についてご説明いたします。

本予算は、令和6年度潟上市一般会計補正予算（第4号）を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年10月9日に専決処分したものでございます。

はじめに、1、予算の規模でございます。

令和6年度潟上市一般会計補正予算（第4号）の補正予算額は、2,059万4,000円の追加でございます。

補正予算の財源でございますが、特定財源は2,045万2,000円で県支出金でございます。

一般財源は14万2,000円で繰越金でございます。

次のページ、3ページをお願いいたします。

次に、2、補正予算の内容でございます。

歳出は、2款4項5目衆議院議員選挙費2,059万4,000円で、令和6年10月27日に投票が行われた衆議院議員選挙にかかる経費でございます。

以上でございます。

○議長（小林悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから承認第7号を採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林悟） 起立全員です。したがって、承認第7号は、原案のとおり承認されることに決定しました。

暫時休憩したいと思います。10分、11時10分まで休憩します。

午前10時59分 休憩

.....  
午前11時10分 再開

○議長（小林悟） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第7 議案第58号 潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）について から 日程第10 議案第61号 潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林悟） 日程第7、議案第58号 潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてから日程第10、議案第61号 潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）についてまでを一括議題とします。

議案第58号から議案第61号までについて、当局より一括して提案理由の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、説明資料の4ページをお開き願います。

議案第58号 潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてから議案第61号 潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）についてまで一括してご説明いたします。

議案第58号 潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）については、市議会議員の期末手当の支給割合・月数を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容についてでございますが、市議会議員の期末手当の支給月数を0.15か月引上げ、年間の合計支給月数を3.4か月とするものでございます。

なお、この条例は、令和6年度の期末手当の支給月数については、公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用するものでございます。また、令和7年度以降の期末手当の支給月数については、令和7年4月1日から施行するものでございます。

次の5ページをお開き願います。

議案第59号 潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）については、秋田県人事委員会の勧告に鑑み、一般職の職員の給料表、期末手当及び勤勉手当の支給割合・月数並びに寒冷地手当支給金額を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容についてでございますが、一般職の職員に係る給料表の給料月額引上げ、期末手当、勤勉手当の支給月数並びに寒冷地手当の支給金額を改めるものでございます。

今回の改正により、一般職の職員の期末手当の年間合計支給月数は2.5か月、勤勉手当の年間合計支給月数2.1か月となります。

次のページ、6ページをお願いいたします。

一般職の寒冷地手当については、世帯主で扶養親族のある職員が月額2,000円の増額、扶養親族のない職員が月額1,200円の増額、その他の職員が月額840円の増額となります。

定年前再任用短時間勤務職員については、今回の改正により、期末手当の年間合計支給月数1.4か月、勤勉手当の年間合計支給月数が1.0か月となります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございますが、一般職の職員の給料表の改定と寒冷地手当の改定については、令和6年4月1日から適用し、令和6年度の期末・勤勉手当の支給月数については、令和6年12月1日から適用するものでございます。また、令和7年度以降の期末・勤勉手当の支給月数については、令和7年4月1日から施行するものでございます。

次のページ、7ページをお願いいたします。

議案第60号 潟上市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）については、一般職の職員の給与改定に鑑み、特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給月数を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容についてでございますが、市長、副市長及び教育長の期末手当について支給月数を0.15か月引上げ、年間の合計支給月数を3.4か月とするものでございます。

なお、この条例は、令和6年度の期末手当の支給月数については公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用するものでございます。また、令和7年度以降の期末手当の支給月数については、令和7年4月1日から施行するものでございます。

次のページ、8ページをお願いいたします。

議案第61号 潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）については、一般職の職員の給与改定に鑑み、会計年度任用職員の給料表を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容についてでございますが、会計年度任用職員に係る給料表の給料月額を引き上げるものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林悟） これから議案第58号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林悟) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会へ付託とします。

次に、議案第59号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林悟) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会へ付託とします。

次に、議案第60号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林悟) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会へ付託とします。

次に、議案第61号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林悟) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会へ付託とします。

【日程第11 議案第62号 潟上市駐車場使用条例の一部を改正する条例(案)について】

○議長(小林悟) 日程第11、議案第62号 潟上市駐車場使用条例の一部を改正する条例(案)についてを議題とします。

議案第62号について、当局より提案理由の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長(千葉秀樹) それでは、説明資料の9ページをお開き願います。

議案第62号 潟上市駐車場使用条例の一部を改正する条例(案)についてご説明いたします。

本条例(案)は、飯田川駐車場の廃止に伴い所要の改正を行うものでございます。

改正内容についてでございますが、飯田川駐車場は現在使用者がいないほか、今後も駐車場としての活用が見込めないことから、駐車場を廃止し、普通財産として利活用を検討するものでございます。

なお、この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長(小林悟) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林悟) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会へ付託とします。

【日程第12 議案第63号 潟上市集会所設置条例の一部を改正する条例(案)について】

○議長(小林悟) 日程第12、議案第63号 潟上市集会所設置条例の一部を改正する条例(案)についてを議題とします。

議案第63号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅生市民生活部長。

○市民生活部長(菅生司) それでは、説明資料の10ページをお開き願います。

議案第63号 潟上市集会所設置条例の一部を改正する条例(案)についてご説明いたします。

本条例(案)は、地域集会施設の管理・運営の効率化を図る観点から、施設の管理体制を改めるため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容についてでございますが、「現行」の施設管理は、地域づくり課がことぶき荘など37施設、文化スポーツ課が分館など46施設、計83施設を管理しておりますが、次のページ、11ページの「名称統一の考え方」に基づき、「見直し後」は、地域集会施設として77施設を地域づくり課で管理するものです。

なお、この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長(小林悟) これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番藤原仁美議員。

○3番(藤原仁美) 自治会館、利用の仕方の統一に関しては、特に現在、燃料代の徴収など差があるように感じるんですが、統一する予定はありますか、聞きたいです。

○議長(小林悟) 菅生市民生活部長。

○市民生活部長(菅生司) ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、市で直接管理している施設については、市の方で経費負担をしておりますが、それ以外の地域集会施設につきましては、地域の方で灯油やガス代の方の負担をしているところであります。

以上でございます。

○議長(小林悟) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は社会厚生常任委員会へ付託とします。

【日程第13 議案第64号 潟上市公民館条例及び潟上市体育施設条例の一部を改正する等の条例（案）について】

○議長（小林悟） 日程第13、議案第64号 潟上市公民館条例及び潟上市体育施設条例の一部を改正する等の条例（案）についてを議題とします。

議案第64号について、当局より提案理由の説明を求めます。佐々木教育部長。

○教育部長（佐々木渉） それでは、説明資料の12ページをお開き願います。

議案第64号 潟上市公民館条例及び体育施設条例の一部を改正する等の条例（案）についてご説明いたします。

本条例（案）は、教育委員会所管施設の管理・運営の効率化を図る観点から、施設の管理体制を改めるなどのため、条例の関係部分を改正するものでございます。

改正内容についてでございますが、潟上市勤労青少年ホームを潟上市市民センター追分館、出戸新町分館を潟上市市民センター出戸館、昭和中央地区館を潟上市市民センター昭和中央館とし、下出戸分館体育館は体育施設として管理するものでございます。

なお、この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会へ付託とします。

【日程第14 議案第65号 潟上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林悟） 日程第14、議案第65号 潟上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第65号について、当局より提案理由の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、説明資料の13ページをお開き願います。

議案第65号 潟上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

本条例（案）は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項の調査・審議を

行う潟上市災害弔慰金等支給審査委員会を設置するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容についてでございますが、災害弔慰金等支給審査委員会は、災害弔慰金等を支給するに当たり、災害による死亡等であるか、判定が困難な場合に調査・審議するものでございます。

また、委員会は委員5人以内をもって組織し、委員は、医師、弁護士その他市長が適当と認める者のうちから委嘱するものとしております。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番藤原仁美議員。

○3番（藤原仁美） 委員会5人以内とありますが、実際は何人で、日額2万円の、その具体的にどのような審査があつて、金額の基準についてはどうのお考えかというのを聞きたいです。あと、おおむね何日審査していただく予定というか、まあその案件について違うんでしょうけど、そういう想定をされてるかどうかをお伺いしたいです。

○議長（小林悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず審査委員会の委員5名以内ということで、近隣の市でございますと、例えば医師が2名、弁護士2名、それから医療ソーシャルワーカーの計5名ということになっております。で、この条例をまず可決いただけますと、具体的にどういった人選になるのか、そういうのをこの後詰めてまいりたいというふうに考えております。

それから、日額報酬の2万円でございますが、これにつきましても近隣のところを参考に、弁護士なり医師だったりするので、そういったところの金額を参考に2万円ということで設定してございます。

それから、どういった内容のことを審査するかということでございますが、災害の状況によつてもこれ異なりますが、災害が発生した際に災害関連死の認定基準というのを設定いたします。それに基づいて審査を行うことでございますので、どういった災害であるかによつて何回の会議開催であつたり、そういうのがその災害の規模によつて変わるということでございます。

以上でございます。

○議長（小林悟） よろしいですか。ほかにございませぬか。13番西村武議員。

○13番（西村武） この委員会の内容等については分かっておりますけれども、この弔慰金の最高額……

○議長（小林悟） 西村さん、所管の内容です。

○13番（西村武） ああ、俺、所管であったからな。あ、そうか。

○議長（小林悟） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会へ付託します。

**【日程第15 議案第66号 潟上市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例（案）について】**

○議長（小林悟） 日程第15、議案第66号 潟上市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第66号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） それでは、説明資料の14ページをお開き願います。

議案第66号 潟上市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

本条例（案）は、こども基本法に基づき、「潟上市こども計画（仮称）」の策定及び変更に関する事項並びにこども施策の推進に関して必要な事項を会議の所掌事項に追加するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容についてでございますが、潟上市子ども・子育て会議の名称を改め、会議の所掌事項に、こども基本法第10条第2項に規定する事項（こども計画の作成）を追加するものでございます。

なお、この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 趣旨は分かりますけれども、よく見ますと、こどもの「こ」というの漢字と平仮名と入り交じってる、これは何か意味があってこういうふうになってるんですか。

○議長（小林悟） 伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） ただいまのご質問にお答えいたします。

こどもの平仮名表記についてでございますが、こども家庭庁では、こども基本法の基本理念を踏まえて平仮名表記の「こども」を使用しておりまして、これを各都道府県、市町村に推奨していることから、このたび改正するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林悟） 典男さん、よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は社会厚生常任委員会へ付託とします。

【日程第16 議案第67号 潟上市空家等の適正管理に関する条例（案）について】

○議長（小林悟） 日程第16、議案第67号 潟上市空家等の適正管理に関する条例（案）についてを議題とします。

議案第67号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生司） それでは、説明資料の15ページをお開き願います。

議案第67号 潟上市空家等の適正管理に関する条例（案）についてご説明いたします。

本条例（案）は、空家等対策の推進に関する特別措置法第4条第1項の規定に基づき、空家等に関する対策等について必要な事項を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容についてでございますが、特定空家等に対する措置等に関し調査審議するため、「空家等対策審議会」を置くことを規定するものでございます。

なお、この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） （5）のところで緊急措置というのがありまして、危険な場合は、人の生命、身体または財産に重大な損害を及ぼす等の危険な状態が、というふうなことが書いてありますが、これは強制執行で危険な場合には、もう取り壊すとかいうふうなことだと思っておりますが、そこら辺はそのような解釈でいいんでしょうか。その際のまた、もしそうだとすれば、また費用等についてはどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

○議長（小林悟） 菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生司） ただいまのご質問についてお答えいたします。

緊急措置についてですが、これについては一部の応急的な措置でございます。これに伴う予算であります。平成6年度当初予算において、空家等緊急安全措置委託料という項目で予算措置してございます。

以上でございます。

○議長（小林悟） ほかに質疑。3番藤原仁美議員。

○3番（藤原仁美） （4）の空家等対策審議会についてですが、構成メンバーはホームページで確認しました。構成の基準と、あとそこに女性の視点は必要なかったのかというところをお伺いしたいんですが。

○議長（小林悟） 菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生司） ただいまのご質問についてお答えいたします。

この空家等審議会であります。これはこの条例改正により新たに設けるものでございます。ですので、まだ構成の方はまだ決まっておられません。ここで考えているものであります。学識経験者としては弁護士会、司法書士会の推薦、あと大学教授、その他の委員としては建築士、土地建物取引士等を考えてございます。

○議長（小林悟） 3番藤原仁美議員。

○3番（藤原仁美） ありがとうございます。構成のメンバーについては分かりました。これはすいません、意見としてお伝えしておきたいんですが、女性の視点を是非生かしていただきたいなと思って、構成メンバーに女性も参加させていただければなと思っております。お願いします。

○議長（小林悟） ほかに質疑ございませんか。7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） 先般、市政協議会の中でも当局の方から説明をいただきました。この空家というのはもう、ただ一人潟上市だけの問題じゃなくして、全国的に人口減少、少子高齢化の中で発生してきております。で、特に著しいのが地方だと、こういうことなんです。先般の資料の中で、潟上市で建物というのはどれぐらい、まあ1万軒ぐらいあるのかな、もっとあるのかな。その中で確か九百何ぼ、1割近いものが、空家も3種類あるんだけど、まあ空家だというふうな資料をちょっといただいた記憶がありますけれども、今後おそらく増えていっても減ることはないだろうと。それに対処するために今回の空家等の管理の条例を設置したいと、こういうことだと思います。

で、問題はね、部長ね、こういうものを、管理条例を規定することによって、市民か

ら見てね、まあ通報しなきゃならないとかね、いろいろあるけれども、当然市民に対しても負荷がかかりますよ、様々な形で。その分だけ、危険とかね人命云々とかっていろいろ詳細に書かれていますけれども、そこらやはりね、まあ評議委員5人ぐらいで評価することによって書いてるけれども、具体のね、この条例を、あるいはまた運用規定を実践していく中で、運用していく中で、相当ね、きちっとした定義がないと、規定がないと、何やってんだと、市は。今までは規定がないのでやりにくかったということのある程度抗弁もできるけれども、できなくなりますよ。いわゆるくくりかかるってことね。市当局に対しても、その運用と管理が。ですから、ますます増えてくるという時代背景の中で、そこらに対するやはり心構えというか、決意というかね、そういうものもやはり並行して、この条例の設置案を今あなた方提案されてるわけですから、一歩進んでどういう決意で臨んでいくのか。条例はできたけれども、今までと何ら変わらないと。再活用も含めてね。そこらやはりもう少し具現化していかないと、今日ここでやれとは言わないけれども、少なくとも半年、1年後になったらこんだけ変わったんだよというふうなことを市民全体にお示しをし、そして管理していくという方向軸を表さなければ、逆にあなた方の負担が増すと。市民からは非常に不満が出てくると、こういうことだと思うんです。先般、私、議会報告会の中でも市民からそういうふうな声があったよということを申しあげましたけれども、当然そういうような形になってきますから、周知徹底を含めて、新たな覚悟、決意というのはどういうふうに持っているのか。いま少し、この間より一歩進んだ形でお答えいただければと思いますが、いかがですか。

○議長（小林悟） 菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生司） ただいまのご質問についてお答えいたします。

この空家等対策審議会の設置であります、特定空家等に対する措置として市が助言・指導をし、勧告をしても措置を取らなかった場合、その後、命令や代執行を検討するため調査・審議をする機関として新たに設置するものであります。特に相続放棄や所有者不明な建物は、現在手がつけれない状態でありますので、この審議会を通してさらに進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小林悟） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は社会厚生常任委員会へ付託します。

【日程第17 議案第68号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について】

○議長（小林悟） 日程第17、議案第68号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを議題とします。

議案第68号について、当局より提案理由の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、説明資料の16ページをお開き願います。

議案第68号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についてご説明いたします。

本規約の一部変更は、井川町・潟上市共有財産管理組合が令和7年3月31日をもって解散することに伴い、総合事務組合の規約を変更することについて、関係地方公共団体に協議するため、議会の議決を求めるものでございます。

規約の変更内容でございますが、総合事務組合の構成団体と共同処理に係る地方公共団体を定めた別表から「井川町・潟上市共有財産管理組合」を削除するものであります。

なお、この規約は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林悟） 起立全員です。したがって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

【日程第18 議案第69号 令和6年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）について から 日程第23 議案第74号 令和6年度潟上市下水道事業会計補正予算（第2号）（案）について】

○議長（小林悟） 次に、日程第18、議案第69号 令和6年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）についてから日程第23、議案第74号 令和6年度潟上市下水道事業会

計補正予算（第2号）（案）についてまでを一括議題とします。

議案第69号から議案第74号までについて、当局より一括しての提案理由の大綱説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、説明資料の17ページをお開き願います。

議案第69号から議案第74号までの令和6年度潟上市一般会計、特別会計及び公営企業会計の12月補正予算（案）の大綱についてご説明いたします。

はじめに、予算の規模でございます。

1、一般会計は、補正前の額172億6,640万5,000円、補正額3億8,350万1,000円の追加で、補正後の額を176億4,990万6,000円とするものでございます。

補正予算の財源でございますが、特定財源が2億7,774万円、一般財源が1億576万1,000円で、内訳は記載のとおりでございます。

次のページ、18ページをお願いいたします。

2、特別会計の補正額は、（1）国民健康保険事業4億3,539万1,000円、（2）後期高齢者医療72万9,000円、（3）介護保険事業596万3,000円でございます。

3、公営企業会計の補正額は、（1）水道事業3億1,517万5,000円、（2）下水道事業153万3,000円でございます。

次のページ、19ページをお願いいたします。

補正予算の主な内容についてご説明いたします。

重点施策「進化する潟上」の創造～3つの力～に基づく事業、公共事業のほか、給与改定に伴う人件費の補正等について計上しております。

それでは、主な事業についてご説明いたします。

1、「稼げる力」の創造の（1）農業次世代人材投資事業45万円は、新規就農者の意欲喚起と定着を図るため、経営確立に資する資金を支援するものでございます。

（2）ふるさと納税事業1,582万6,000円は、ふるさと応援寄附金を原資とした基金による市の振興のため、返礼品の充実や潟上市の知名度向上、寄附者及び寄附金額の増加を図るものでございます。

2、「支える力」の創造の（1）潟上市結婚新生活支援事業150万円は、新婚世帯の経済的負担を軽減するため、夫婦ともに39歳以下かつ夫婦の合計所得が500万円未満の世帯に対し、婚姻に伴う住居費等の一部を助成するものでございます。

次のページ、20ページをお願いいたします。

(2) 介護給付費・訓練等給付事業6,323万9,000円は、障がいのある方が地域の中で自立した生活を送るため、日常生活に必要なサービスを受ける費用を給付するものでございます。

(3) 福祉医療給付事業1,844万8,000円は、児童、高齢身体障がい者等の心身の健康の保持と生活の安定を図るため、医療費自己負担分を助成するものでございます。

(4) 子どものための教育保育給付事業3,047万7,000円は、就学前教育・保育の充実のため、潟上市立施設以外の教育・保育施設の利用に対する経費を支援するものでございます。

(5) 児童手当給付事業5,903万円は、次世代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援するため、児童手当を支給するものでございます。

次のページ、21ページをお願いいたします。

(6) スポーツ団体活動支援事業83万6,000円は、生涯スポーツの推進を図るため、各種スポーツ団体の活動を支援するもので、スポーツ少年団派遣費補助金でございます。

(7) 国民健康保険保険給付事業4億3,269万4,000円は、国民健康保険制度に基づき、被保険者の医療費を負担するものでございます。

Ⅱ、公共事業の(1)ため池等整備事業24万9,000円は、越水などの災害を防止するため、老朽化が進む農業用ため池施設等を整備するものでございます。

次のページ、22ページをお願いいたします。

(2) 水道管路更新事業3億1,000万円は、上水道の安定供給を図るため、配水管路の適正な維持管理と老朽化や自然災害への備えとして計画的な更新・改修を行うものでございます。

Ⅲ、その他の(1)給与改定等に伴う人件費補正は1億2,284万7,000円で、会計ごとの内訳は記載のとおりでございます。

(2) 火葬場使用助成事業315万円は、市民負担の軽減と平等性を図るため、火葬場の利用に係る費用を助成するものでございます。

次のページ、23ページをお願いいたします。

(3) 県営造成施設等突発事故復旧支援事業17万6,000円は、故障した土地改良区施設の復旧を支援するため、緊急的に実施する復旧工事に係る費用の一部を補助するものでございます。

このほか、繰越明許費の補正1件、債務負担行為の補正2件、地方債の補正5件を計

上しており、内容は記載のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（小林悟） これで大綱説明を終わります。

**【日程第24 予算特別委員会の設置について】**

○議長（小林悟） 日程第24、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。議案第69号から議案第74号までについては、全員の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林悟） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号から議案第74号までについては、全員の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

**【日程第25 予算特別委員会の委員長、副委員長の選任について】**

○議長（小林悟） 日程第25、予算特別委員会の委員長、副委員長の選任についてを議題とします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において指名することとしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林悟） 異議なしと認めます。したがって、予算特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において指名することに決定しました。

予算特別委員会の委員長には7番堀井克見議員、副委員長には16番伊勢潤議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林悟） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

なお、予算特別委員会は12月11日及び19日に開会し、併せて各常任委員会からなる予算特別委員会分科会を設置し、12月11日から13日までに詳細審査することにいたしますので、ご報告いたします。

**【日程第26 同意第4号 潟上市豊川財産区管理委員会の選任について】**

○議長（小林悟） 日程第26、同意第4号 潟上市豊川財産区管理委員の選任についてを議題とします。

同意第4号について、当局より提案理由の説明を求めます。鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） それでは、本日配布いたしました議案書の55ページをご覧ください。

同意第4号 潟上市豊川財産区管理委員の選任についてご説明いたします。

なお、これからご説明する7名につきましては、別紙に略歴がございますので、適宜ご覧ください。

同意第4号、潟上市豊川財産区管理委員の選任について。

下記の者を潟上市豊川財産区管理委員に選任したいので、潟上市豊川財産区管理条例第3条の規定により議会の同意を求める。

住 所 潟上市昭和豊川上虻川字仁山7番地

氏 名 佐々木松彦

生年月日 昭和22年11月20日

住 所 潟上市昭和豊川船橋字川原崎52番地

氏 名 奈良政紀

生年月日 昭和42年1月21日

住 所 潟上市昭和豊川山田字家の上47番地

氏 名 石川忠志

生年月日 昭和24年11月23日

住 所 潟上市昭和豊川上虻川字新所59番地

氏 名 藤原克己

生年月日 昭和28年6月6日

住 所 潟上市昭和豊川槻木字大宮32番地

氏 名 佐々木弘光

生年月日 昭和26年6月20日

住 所 潟上市昭和豊川槻木字真形尻56番地

氏 名 森久樹

生年月日 昭和26年6月6日

住 所 潟上市昭和豊川山田字毘沙門43番地3

氏 名 伊藤新一郎

生年月日 昭和20年8月6日

同意のほど、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○議長（小林悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから同意第4号を採決します。本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林悟） 起立全員です。したがって、同意第4号は、原案のとおり同意することに決定しました。

【日程第27 陳情第8号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳情 から 日程第32 陳情第14号 「18歳までの医療費窓口負担の無料化」を国の制度として実施を求める意見書提出の陳情】

○議長（小林悟） 次に、日程第27、陳情第8号から日程第32、陳情第14号までを一括議題とします。

陳情第8号から陳情第14号までについては、お手元に配布の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林悟） 異議なしと認めます。したがって、陳情第8号から陳情第14号までについては、陳情文書表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、12月9日月曜日、午前10時から本会議を再開しますので、ご参集をお願いいたします。

どうもご苦勞様でございました。

---

午前11時57分 散会

